

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

### 1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、指名競争入札を実施する予定です。

### 2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市ひとり親家庭等相談支援（電話・SNS型）事業委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務目的 ひとり親家庭等が安心して必要な時に相談できるよう、夜間・休日の電話相談・SNS相談を実施し、ひとり親家庭等に寄り添った相談・支援を行い、ひとり親家庭等の困窮と孤立を防止し福祉の向上を図る。
- (4) 委託期間 契約日から令和6年3月31日まで

### 3 応募要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、役務部門に登録があること。現在、有資格者名簿に登載がない者も参加意思確認書を提出することができるが、参加意思確認書の提出と併せて有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (4) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 次の相談・支援業務の実績をすべて有し、市内に事務所及び支援施設を有すること。
  - ①電話及びSNSによるひとり親家庭等への相談を1年以上実施し、かつ直近1年間に  
おいて100人以上の相談業務を行った実績があること
  - ②ひとり親家庭の経済的自立を促進するための就労支援を2年以上継続して実施していること

- ③ひとり親家庭への食糧・生活用品の提供などを1年以上継続して実施していること
- ④DVに関する相談経験を有し、緊急一時宿泊所の提供などを1年以上継続して実施していること

#### 4 日程及び期限

内容	日程・期限
説明書等の交付	公示日～令和5年2月28日（火）
説明書等に関する質問受付	令和5年2月15日(水)午後5時まで
説明書等に関する質問回答	令和5年2月17日(金)午後5時までに掲載
参加意思確認書の提出	令和5年2月17日（金）から令和5年3月3日(金)まで。各日午前9時から正午、午後1時～午後5時（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
入札書の提出予定期限※1	令和5年3月17日（金）午前11時

※1 応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。指名競争入札を実施する場合には、別途、入札指名通知書をお送りします。

#### 5 説明書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）＞令和4年度からダウンロードすること。

アドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000037842.html>

#### 6 説明書等に関する質問の受付及び回答

##### (1) 受付方法

電子メールで、岡山市こども福祉課へ提出すること。

件名に「岡山市ひとり親家庭等相談支援（電話・SNS型）事業委託に係る質問について」と明記すること。

電子メールアドレス：[kodomofukushi@city.okayama.lg.jp](mailto:kodomofukushi@city.okayama.lg.jp)

##### (2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

#### 7 参加意思確認書等の提出

##### (1) 提出書類

- ・参加意思確認書（様式1）
- ・実績説明書（様式2）

・有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類（該当者のみ）

(2) 提出方法 持参のみ

(3) 提出場所 岡山市こども福祉課

## 8 その他留意事項

(1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。

(2) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された参加意思確認書は、返却しません。

(4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。

(5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。

(6) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。

(7) 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができます。

(8) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。

(9) 本業務に係る予算は、岡山市令和5年度当初予算案に計上され、岡山市2月定例市議会に提案を予定していますが、予算案が可決・成立しない場合は、本業務の執行は行いません。なお、その場合の応募者における損害については、市は一切負担しません。

### 【提出先・問い合わせ先】

岡山市こども福祉課 担当：武、西田

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1221 FAX：086-803-1719

電子メール：kodomofukushi@city.okayama.lg.jp